

香芝市水道事業・分担金等一覧表

(平成26年4月1日入金分から)

口径	給水分担金	施設分担金	水道料金予納金
13	142,857	95,238	7,200
20	219,047	142,857	9,900
25	371,428	266,666	52,800
40	1,000,000	723,809	168,000
50	1,600,000	1,180,952	252,000
75	3,571,428	2,533,333	588,000
100	6,428,571	4,600,000	1,008,000

給水分担金・施設分担金 → 上記の金額に消費税(地方消費税含む)が加算されます。(1円未満切り捨て)

例)口径13mm・5戸で申請する場合の施設分担金

95,238円×5戸×1.08=514,285.2円→514,285円

水道料金予納金 → 分担金請求時には消費税(地方消費税含む)は加算されません。(水道使用時に加算)

◎受水槽設置の集合住宅については、親メーターの口径に関わらず各戸の個数分で算出

◎設計審査・竣工検査手数料→給水装置工事申込1件につき2,000円(非課税)

◎給水管布設工事跡舗装復旧費→申込者による責任施工(申請業者)

◎新規申込は、口径20φより受付(屋内給水栓数・5栓以上)

◎臨時給水申込(工事用水等)については、別途問い合わせ下さい。